区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月九日及び同月十四日（予備、同月十日から同月十三日及び同月十五日から同月十九日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月九日及び同月十四日（予備、同月十日から同月十三日及び同月十五日から同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三三番八まで	前	A 七・二〇～三四・〇〇メートル	三・一一三キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三・五四～七三・一〇	二・九二二	
	後	A 七・二〇～三四・〇〇	三・一〇四	
		B・C 三・五四～一一九・五〇	二・九九八	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十一号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の三第一項の規定による道路管理者仁淀川町との協議が次のとおり成立したので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月二十七日

四国地方整備局長　石橋　良啓

四国地方整備局長が町道仁淀吾川線における大渡ダム大橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

	権限の一覧	道路管理者等
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者仁淀川町
2	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者仁淀川町
3	工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第１項）	道路管理者仁淀川町
4	附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	道路管理者仁淀川町
5	道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者仁淀川町
6	道路占用の許可（道路法第32条第１項及び第３項）	道路管理者仁淀川町
7	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者仁淀川町
8	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者仁淀川町
9	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者仁淀川町
10	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者仁淀川町
11	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者仁淀川町
12	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者仁淀川町
13	違法放置物件に対する措置（道路法第44条の２第１項から第５項）	道路管理者仁淀川町
14	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者仁淀川町
15	道路通行の制限又は禁止（道路法第46条第１項）	道路管理者仁淀川町